

(閲覧・契約用)

令和 3 年度 委第3-58号

高知県高知市比島町4丁目8番地

交通安全こどもセンタートイレ改築工事監理委託業務 設計書

委託日数 又は完了期限	165日
令和 3 年 6 月	作成

工事監理委託料算定内訳

業務価格 _____ 円

消費税相当額 _____ 円

合 計 円

業務対象工事

詳細は別添設計図面による。

1. 交通安全こどもセンタートイレ改築工事

上記工事の工事監理業務を行う。

その他業務

- ・ 建築基準法等関係法令の手続き業務（計画変更、完了検査等）
- ・ 設計変更が必要になった場合の設計者との協議及び工事受注者等との調整並びに設計変更の補助に関する業務（請負者からの見積徴収及び単価決定資料（3社見積等）含む）
*設計変更に係る変更図面データはJW-CADデータで提出とする。

建築工事監理委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 (交通安全こどもセンタートイレ改築工事監理委託業務)

2. 対象施設概要

この工事監理業務の対象となる施設 (以下「対象施設」という。)の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 対象施設名称 (交通安全こどもセンター)
(2) 施設の場所 (高知県高知市比島町4丁目8番地)
(3) 施設用途 (トイレ)

[平成31年国土交通省告示第98号 別添二 第四号 第一類とする]

全体計画予定額	主体工事	(未定)	千円
(消費税抜き)	設備工事	(未定)	千円
	合計	(未定)	千円

3. 対象工事の概要

この工事監理業務の対象工事の名称、工期及び請負契約概要は、別表1のとおりとする。

II 業務仕様

契約書の規定による工事監理業務委託仕様書 (別冊の仕様書) は別添の建築工事監理業務委託共通仕様書とする。(以下「共通仕様書」という。)

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものについては、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者等の資格要件

業務の実施にあたっては、下記の資格要件を有する管理技術者及び担当技術者 (管理技術者の指導及び管理のもとで、建築、電気設備、機械設備、構造の各区分毎の専門業務を行う技術者をいう。)を適切に配置した体制とする。

(1) 管理技術者

管理技術者については、下記のいずれかの要件を満たす者とする。また、設計内容を的確に把握するとともに、工事監理についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

- 建築士法 (昭和25年法律第202号) による一級建築士であること
□ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による二級建築士であること
□ 建築士法 (昭和25年法律第202号) による建築設備士であること
□ 技術士法 (昭和58年法律第25号) による技術士であること
□ (□ 建築 □ 電気 □ 機械設備) 工事共通仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有することとし、経験年数は下記によること

- 13年以上
- 8年以上
- 5年以上

(2) 担当技術者

担当技術者は、原則として、下記の各担当名に■が記された担当技術者を配置することとし、下記の要件を満たす者とする。ただし、管理技術者及び各担当技術者のいずれかが兼任する場合は、管理技術者の要件を満たしていればよいものとする。（構造担当が他の技術者と兼任する場合を除く。）

なお、下記の要件において、「実務経験」とは、各分野における工事監理、設計、施工管理（構造担当は除く）のいずれかにおけるものとする。

■ 建築担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による二級建築士であること
- 技術士法（昭和58年法律第25号）による技術士であること
- 13年以上の実務経験を有すること
- 8年以上の実務経験を有すること
- 5年以上の実務経験を有すること

■ 電気設備担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること
- 13年以上の実務経験を有すること
- 8年以上の実務経験を有すること
- 5年以上の実務経験を有すること

■ 機械設備担当 （管理技術者との兼任 （■可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士であること
- 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士であること
- 13年以上の実務経験を有すること
- 8年以上の実務経験を有すること
- 5年以上の実務経験を有すること

□ 構造担当 （管理技術者との兼任 （□可 □不可））

下記■のいずれかを満たすものとする。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士であること
- 8年以上の実務経験を有すること
- 5年以上の実務経験を有すること

上記に加え、担当技術者は設計図書の設計内容を的確に判断するとともに、工事監理についての技術能力を有し、原則として、当該担当の各部門に応じた工事共通仕様書（国土交通省大臣官房営繕部）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者とする。

建築、電気設備、機械設備、構造の各担当の兼任

- ・ 建築担当と電気設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 電気設備担当と機械設備担当の兼任 (■可 □不可)
- ・ 建築担当と構造担当の兼任 (■可 □不可)

3. 工事監理業務の内容

- (1) 一般業務は共通仕様書「第2章 工事監理業務の内容」に規定した項目の他、以下の特記による。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

a. 工事監理に関する業務

1) 設計内容を把握し請負業者等に正確に伝えるための業務

- ①設計図書の検討
- ②請負者等との打合せ

設計図書について請負者等より疑義があった場合、請負者等と十分に調整の上、調査職員と協議する。

③図面等の作成

図面等の作成とは、設計図書の内容を請負者等に技術的な観点から補足し、伝達するための詳細図等の作成に限る。

2) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

①施工図の検討及び報告

検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。

■ 総合図の検討

②模型、材料及び仕上げ見本の検討

ア 模型等の検討

イ 材料及び仕上げ見本等の検討

③建築設備の機械器具の検討

3) 工事の確認及び報告

①工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認

設計図書に定めのある方法による確認のほか、立会い確認（自ら工事現場に臨み、目視や計測等の方法により工事を確認することをいう。）又は書類確認（工事施工者から提出される品質管理記録等を確認することにより工事を確認することをいう。）のいずれかの方法、又は両方を併用し、「工事監理ガイドライン」（平成21年9月1日国土交通省住宅局策定）により、対象工事に応じた合理的方法により確認を行うこととする。

なお、次に掲げる工事の確認は、原則として立会い確認によるものとするが、対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により、合理的な確認方法とすることができるものとする。

(建築主体)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事及び鉄骨工事
…別表2「立会い確認項目一覧表」による
- 防火区画部分の区画確認
- 外壁吹付下地・防水下地の確認
- 器具・家具類の固定状況
- 枠付鉄骨ブレース加工確認（工場検査）
- 補強部材と既存躯体の接合部分の施工確認及び検査立会い
（あと施工アンカー、グラウト充填、現場溶接他）
- 外壁改修における下地処理完了時の現地確認

(電気設備)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管・配線の布設状態の確認（埋設、防火区画処理、貫通、隠蔽部）
- 盤の据付確認（支持・固定状況、耐震処理）
- 主要資材の搬入時（検認）
- 機器・機材の取付確認（アンカーボルト、支持材、耐震処理）及び機能確認
- 各種測定・検査（絶縁、接地抵抗等・消防検査等）
- 停電等を伴う、重要作業時
- 盤類及び特殊製作品の工場検査
- 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）

(機械設備)

- スリーブ、ダイヤコア抜きにあたっての鉄筋探査、墨出し及び鉄筋切断の有無について全数確認
- 配管及びダクト類施工の使用材料、施工方法の確認（支持、固定、接合、勾配、水圧テスト、保温他）
- 主要資材の搬入時（検認）
- 各種測定・検査（消防検査等）
- 区画貫通部処理の確認（防火及び防水処理他）
- 機器、器具等の据付状況の確認
- 機器設置後の試運転調整、測定値の確認（報告書の提出他）

②確認事項の報告

確認した事項は、「工事監理業務月報」及び「工事監理業務日報」に内容を記載し、月ごとにとりまとめ、翌月5日までに調査職員に報告する。

なお、別表2の内容については、立会い確認を行った事項、書類確認を行った事項、確認を行っていない事項を記録して提出すること。

- 4) 工事監理業務完了手続き
 - ①業務報告書等の提出
 - b. 工事の契約及び指導監督に関する業務
 - 1) 施工計画を確認又は検討する業務
 - ①実施工程表を検討する業務
 - ②施工計画書を確認する業務
 - ③品質計画を検討する業務
- (2) その他業務は、以下に示す項目とする。各項目に定めた確認及び検討の詳細な方法については、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。
- 設計変更の補助に関する業務
工事に伴い設計変更が必要になった場合、変更内容がわかる図面及び積算数量調書を作成し、調査職員に報告する。
 - 関連工事の調整に関する業務
工事が複数の請負者に分割されて行われ、それらの工事が他の工事と密接に関連する場合、必要に応じて請負者等の協力を受けて調整を行うべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。
 - 施工計画書等の特別の検討・助言に関する業務
現場、製作工場などにおける特殊な作業方法及び工事用機械器具について、その妥当性を技術的観点から検討し、請負者に対し助言すべき事項を調査職員に報告する。
 - 完成図の確認
 - 1) 設計図書のとおりにより請負者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を調査職員に報告する。
 - 2) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、請負者に対して修正を求めるべき事項を検討し、その結果を調査職員に報告する。
 - 設計意図の伝達に関する業務
 - 1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を行う。
 - 2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等を行う。

4. 業務の実施

(1) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- | | |
|--------------------------|------------|
| a. 共通 | (年 版 等) |
| ■ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 | (平成25年版) |
| □ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (平成8年版) |
| ■ 公共建築工事積算基準 | (平成28年版) |
| ■ 官庁施設の環境保全性基準 | (平成29年版) |
| ■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例 | (高知県) |
| ■ 対象工事の設計図書 | ■ 支給 |
|
 | |
| b. 建築 | (年 版 等) |
| ■ 建築工事設計図書作成基準 | (平成28年版) |
| ■ 敷地調査共通仕様書 | (令和元年版) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） | (平成31年版) |
| □ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） | (平成31年版) |
| ■ 建築工事監理指針 | (令和元年版) |
| □ 建築改修工事監理指針 | (令和元年版) |
| ■ 公共建築木造工事標準仕様書 | (平成31年版) |
| ■ 建築物解体工事共通仕様書 | (平成31年版) |
| ■ 建築設計基準 | (令和元年版) |
| ■ 建築構造設計基準 | (平成30年版) |
| ■ 木造計画・設計基準 | (平成29年版) |
| □ 擁壁設計標準図 | (平成12年版) |
| ■ 建築工事標準詳細図 | (平成28年版) |
| ■ 構内舗装・排水設計基準 | (平成27年版) |
| ■ 公共建築数量積算基準 | (平成29年版) |
| ■ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） | (平成30年版) |
|
 | |
| c. 設備 | |
| ■ 建築設備計画基準及び同要領 | (平成30年版) |
| ■ 建築設備設計基準及び同要領 | (平成30年版) |
| ■ 電気設備工事設計基準 | (高知県) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 電気設備工事監理指針 | (令和元年版) |
| ■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） | (平成31年版) |
| ■ 機械設備工事監理指針 | (令和元年版) |

■ 建築設備設計計算書作成の手引	(平成30年版)
□ 建築設備耐震設計・施工指針	(2014年版)
■ 機械設備工事設計上の申し合わせ	(高知県)
■ 機械設備工事施工要領	(高知県)
■ 公共建築設備数量積算基準	(平成29年版)
■ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	(平成30年版)
□ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(平成28年版)

(2) 打合せ及び記録

- a. 調査職員と受注者との打合せについては、次の時期に行う。
- 1) 業務着手時
 - 2) 業務計画書に定める時期
 - 3) 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
 - 4) その他 ()
- b. 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、請負者等と定期的にかつ密接に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

(3) 業務計画書

業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとする。

- a. 業務一般事項
- 1) 業務の目的
 - 2) 業務計画書の適用範囲
 - 3) 業務計画書の適用法令
 - 4) 業務計画書の適用基準類
 - 5) 業務計画書に内容変更が生じた場合の処置方法
- 業務の目的、本計画書の適用範囲・適用法令・適用基準額、並びに本計画書に、内容変更の必要が生じた場合の処置方法を把握した上で、その内容を記載する。
- b. 業務工程計画
- 対象工事の実施工程との整合を図るため、請負者等から提出された工事の実施工程表の内容を十分把握のうえ、「業務工程表」に必要事項を記載する。検討に用いた実施工程表についても参考として添付する。

c. 業務体制

1) 受注者側の管理体制

「受注者管理体制系統図」を記載する。

2) 業務運営計画

受注者が現場定例会に参加する場合は、現場定例会開催に係る事項（出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）を記載する。現場定例会議に参加しない場合は、受注者が請負者等と施工状況の確認のため密接に連絡をとる方法について記載する。

3) 管理技術者等の経歴

管理技術者及び主任技術者の経歴を記載する。

4) 業務フロー

調査職員により指示された内容のフローとする。調査職員により当該部分の写しを受け取り、内容を把握の上、添付する。

d. 業務方針

仕様書に定められた工事監理業務内容に対する業務の実施方針について記載する。受注者として特に重点を置いて実施する業務等についても記載する。

(4) 関係官公庁への手続き等

関係官公庁への手続き等については、建築基準法等の法令に基づく官公庁等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、また検査に立ち会う。

(5) 検査

a. 「業務完了届」、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合は「出来高検査請求書」に必要事項を記載する。

b. 業務報告書については、以下の構成とする。

■ 月間業務計画表

■ 月間業務実施表

請負者等が作成した実施工程表を踏まえ、月間の業務計画を立て、「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。その後の業務の進捗に伴い、業務の実施状況について「様式3 月間業務計画・実施表」に必要事項を記載する。

■ 報告書

請負者等が提出した協議書並びに施工図等の検討資料に対し、必要事項を詳細に記載するとともに「様式1 報告書・提案書」に請負者等に対し報告すべき事項及び提案事項の指示内容が記載された指示書、受注者と調査職員との間の協議内容が記載された協議書についても添付することとする。

■ 打合せ議事録

調査職員及び請負者等との打合せ結果について、「様式2 打合せ記録簿」に必要事項を記載する。

■ 月 報

「様式 4 工事監理業務月報」に、主要な月間業務実施内容について、各業務内容毎に簡潔に記載する。

■ 日 報

「様式 5 工事監理業務日報」に、日々の業務内容について、簡潔に記載する。

(6) 業務が完了、又は会計年度の出来高予定額が完了した場合の提出書類等
次に掲げる書類等の提出場所 (土木部建築課)

成 果 物	部 数	摘 要
a. 提出書類		
■ 業務計画書	1	
■ 業務報告書	1	
報告書・提案書 打合せ記録簿 月間業務実施表 工事監理業務月報 工事監理業務日報		様式 1 様式 2 様式 3 様式 4 様式 5
■ 監理写真	1	A 4 版、現場立会い写真等
b. その他		
■ その他必要な書類等	1	調査職員との打合せによる
<input type="checkbox"/>		
c. 資料		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		

(7) その他

a. 質疑応答

本委託が競争入札であり、内容等について質疑がある場合は、入札日の9日前
(土日祝日を含む)までに質疑書をメール(様式任意)で委託名を記入して提出
すること。

また、質疑書を送信したときには、必ず下記提出先にその旨電話連絡すること。
なお、メール以外の方法(FAX、電話等)によるものは受け付けません。

(提出先: 県民生活 課あて メールアドレス 141601@ken.pref.kochi.lg.jp
電話: 088-823-9319)

質疑があった場合は、指名業者全員に質疑内容及び回答をメールで通知する。
(入札日の4日前【4日前が閉庁日の場合は直前の開庁日】まで)

b. 個人情報の保護について

受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについて
は、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(参考) 個人情報保護制度に関するアドレス

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/joko-kojin-index.html>

c. 守秘義務

受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- d. 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出
本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。
(※ 延べ面積が300㎡を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300㎡を超える業務が適用対象。)
- e. 建築設計等委託業務の成績評定
当初業務委託料が500万円以上の場合、成績評定の対象となる。
(高知県土木部建築課ホームページ：「高知県建築設計等委託業務成績評定要綱・要領」参照)
- f. 本業務の委託料には、特別経費として次の経費を含んでいる。
RIBC使用料 円（消費税込）
- g. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る措置
- 1) 本業務において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合は、調査職員と協議の上、必要と認められる費用については、変更契約できるものとする。
なお、実施にあたっては、業務計画書に実施内容および実施期間を明記するとともに、履行状況について、写真等により調査職員に報告すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、履行期間の延長が必要な場合には、調査職員と必要期間を協議し、変更できるものとする。
 - 2) 上記1により変更契約した金額が、他の契約（県以外も含む）と重複した金額であってはならない。なお、変更契約後に他の契約（県以外も含む）との重複が判明した場合は、減額変更または返納を求める場合がある。

別表 1

対象工事の概要

工事監理業務の対象工事の名称、工事日数（期限）及び請負契約概要は以下のとおり。
詳細は別添設計図書による。

1. 交通安全こどもセンタートイレ改築工事

(1) 工事名称 交通安全こどもセンタートイレ改築工事

受注者 住 所 未定
氏 名 未定

請負金額 未定

契約日 未定

工事日数 150 日間、又は工事期限： 令和 年 月 日迄

(2) 工事名称

受注者 住 所 未定
氏 名 未定

請負金額 未定

契約日 未定

工事日数 日間、又は工事期限： 令和 年 月 日迄

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である高知県（実施機関）を、「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「・」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考 (立会い確認の頻度等)	
3.土工事	3.1 材料	1)埋戻し土及び盛土	・種類、土質	
	3.2 施工	1)根切り	①根切り底の深さ、状態 ①支持地盤(直接基礎の場合)	① 全て立会い確認を行う。
		2)埋戻し及び盛土	・締固め工法、転圧厚さ ・余盛り高さ	
4.地業工事	4.1 材料	1)既製コンクリート杭及び鋼杭	・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示 ⑤外観(割れ・傷) ・継手部の溶接材料(溶接棒の規格)	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。
		2)場所打ちコンクリート杭	・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・コンクリート(6.1 材料、6.2 コンクリート打設 2)コンクリート受入れによる)	
		3)砂利、砂及び捨コンクリート	・砂利(規格・種類・粒度) ・砂(種類・粒度) ・無筋コンクリート(強度・スランプ)	
	4.2 施工	1)既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通 ⑤資格(溶接技能者) ⑤継手の状態(杭の軸線・溶接部・機械式継手) ④杭頭の処理、補強 ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ)	⑤ 同上 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
			打込工法 ⑤プレボーリング併用の場合(掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ) ⑤建入れ(垂直度) ⑤落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。
			セメントミルク工法 ⑤オーガー、杭本体の垂直度 ⑤支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ ⑤安定液(濃度) ⑤根固め液(水セメント比・浸透・注入量・管理試験) ⑤杭周固定液(浸透・注入量・管理試験)	⑤ 同上
		特定埋込杭工法 ⑤建築基準法に基づく埋込み工法として認定を受けた条件	⑤ 同上	
		2)場所打ちコンクリート杭地業	⑤鉄筋かごの組立(径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接)	⑤ 同上
			⑤資格(施工管理技術者) ⑤位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ ⑤鉄筋継手の重ね長さ主筋の結束 ⑤スライム処理 ⑤コンクリート打設(トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置) ⑤杭の位置(施工前の杭心・施工後の偏心量) ⑤アースドリル工法(安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) ⑤ベント工法(上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり) ⑤リバースサーキュレーション工法(泥水管理・掘削機の水平と垂直度)	⑤ 同上
		3)砂利、砂及び捨コンクリート地業	砂利及び砂地業 ・敷均し及び締固め(使用機器1層毎の転圧厚さ・ゆるみ・ひび割れ) ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平坦さ)	
		捨コンクリート地業 ・仕上げ(天端高さ・厚さ・平坦さ)		
4.3 試験	1)試験杭	①杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ ①杭の施工状況	① 全て立会い確認を行う。	
		③ ③ ③ ③	③ 適宜立会い確認を行い、残りは書類確認を行う。	
		③ ③ ③ ③	③ 同上	
		⑤6.3試験による	⑤ 試験杭時は全て立会い確認を行い、それ以降は杭径、種類ごとに1回以上立会い確認を行う。残りは書類確認を行う。	

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考(立会い確認の頻度等)	
5.鉄筋工事	5.1 材料	・鉄筋(規格・種類・径・品質証明) ・スペーサー(材質・形状・寸法) ・溶接金網(規格・径・網目の形状・寸法)		
	5.2 施工	1) 圧接継手	・資格(圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技量資格者) ・溶接作業条件(降雨・強風) ・圧接端面(平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) ・径の異なる鉄筋の圧接 ⑥ 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔	⑥ 配筋検査(コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。)時に立会い検査を行う。
		2) 特殊な継手	⑥ 機械式継手(工法・外観) ⑥ 溶接継手(工法・外観・溶接長さ)	⑥ 同上
		3) 配筋	・加工(種類・径・長さ・折り曲げ) ・あばら筋の加工形状(接合する部材の寸法を考慮) ⑥ 組立(結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂直度) ⑥ 継手(位置・長さ・方法) ⑥ 定着(位置・長さ・方法・余長・フック) ⑥ 貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強 ⑥ スペーサー(形状・位置・間隔) ⑥ 差し筋の位置と長さ	⑥ 同上
	5.3 試験	1) ガス圧接	・外観(ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ) ・内部欠陥(不溶着部) ・試験片抜き後の処置 不合格となった圧接部の修正 ⑥ 外観試験の不合格部の修正 ⑥ 抜取試験による不合格部の修正	⑥ 同上
6.コンクリート工事	6.1 材料	・セメント(規格・種類) ・骨材(規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法) ・水(規格) ・混和材料(規格・種類) ・型枠(種類・形状)		
	6.2 施工	1) 型枠の加工及び組立	・主要墨、部材断面、建入れ ⑥ 目地、構造スリット(位置・形状) ⑥ 埋め込み金物(建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ) ・セパレータ(種類・間隔)	⑥ 同上 ※ 必要に応じて、型枠伏せ込み前にも確認する。
		2) コンクリート打込み	コンクリートの受入れ ⑦ 指定コンクリートであることの確認	⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。
			打込み ⑦ 打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打継ぎ時間の間隔 ⑦ 締固め ⑦ 打継ぎ面の処理(仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去)	⑦ 同上
			養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ⑦ コンクリート打設中の鉄筋保護の養生	⑦ 同上
打込み後 コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ① 部材断面の寸法、平たんさ ① 部材位置、開口部位置、目地位置 ① 欠陥(ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コールドジョイント)	① 全て立会い確認を行う。			
6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	⑦ 種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度 ⑦ テストピースの採取	⑦ 打設日ごとに初回は立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。	
	2) 構造体コンクリート強度試験	・圧縮強度、管理材齢		

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

別表2 立会い確認項目一覧表

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目 (①～⑦:立会い確認を行う項目) (「J」:立会い確認又は書類確認を行う項目)	備考 (立会い確認の頻度等)	
7.鉄骨工事	7.1 材料	1)鉄骨	・鋼材(規格・材質・種類・断面寸法・品質証明) ・高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト(規格・種類・寸法・ねじ形状) ・頭付スタッド(規格・種類・寸法) ・溶接材料(鋼材の組合せ適否・保管) ・デッキプレート ・錆止め塗料	
		2)耐火被覆	・吹付工法 ・耐火板張り ・耐火材巻付け	
	7.2 施工	1)資格	・溶接施工管理技術者、溶接技能者 ・溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、締付け技能者 ・専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者	
		2)製作	製品 ②形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強 ②溶接状態 ②摩擦面(まくれ・ひずみ・へこみ・錆の状態) ②スタッドボルト(径・本数・配置) ②錆止め塗装範囲	② 初回に立会い確認を行い、それ以降は抽出で立会い確認を行う。それ以外は書類確認を行う。
		3)溶接接合	・溶接作業条件(作業場所の気温・降雨・降雪・風) ②溶接着手前(隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ)(※仮組検査) ・溶接作業中(予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・パス間温度・スラグの清掃・裏はつり)	② 同上
		4)ボルト接合	高力ボルト ④摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長 普通ボルト ④ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
		5)鉄骨建方	⑥アンカーボルトの設置(位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ) ④建方精度(柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度)	⑥ 配筋検査(コンクリート打設前ごとに全て立会い検査を行う。)時に立会い検査を行う。 ④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
		6)耐火被覆	・下地(浮き錆・付着油の除去) ③被覆厚さ ・耐火表示	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。
		7)錆止め塗装	・未塗装範囲 ・塗装損傷部分の補修状態	
		8)溶融亜鉛めっき工法	溶融亜鉛めっき ・めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・摩擦面の処理 ④締付け(マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長)	④ 初回の施工時等に立会い確認を行い、それ以降は書類確認を行う。
	7.3 試験	1)溶接接合	③外観(アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足) ③突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ ③内部欠陥(ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み) 不合格溶接の補修 ③外観(欠陥の補修状態) ③内部欠陥(欠陥の補修状態)	③ 抽出により立会い確認を行い、それ以外は書類確認を行う。 ③ 同上
			③外観(アンダーカット・仕上り高さ・傾き) ③打撃曲げ試験(曲げ角度・割れ) 不合格スタッド溶接の補修 ③補修状態	③ 同上 ③ 同上
		2)スタッド溶接接合	③外観(アンダーカット・仕上り高さ・傾き) ③打撃曲げ試験(曲げ角度・割れ)	③ 同上
			不合格スタッド溶接の補修 ③補修状態	③ 同上

(注) 対象工事の特性や施工実績等を考慮し、調査職員との協議により合理的な確認方法とすることができる。

(参考様式) 確認結果報告書 1 (時系列別)

番号	確認日	工事内容		工事監理補助者の確認内容			確認者	確認結果報告日	備考
		工事の種類別	項目	確認項目	部位	具体的な確認方法			
(記載例)	H29/00/00	鉄骨工事	溶接接合	溶接着手前(隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ)	第〇工区 第〇節	<input checked="" type="checkbox"/> 立会い確認(<input checked="" type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)	<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)	H29/00/00	(株)〇〇鉄工の工場 で 確認
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			
						<input type="checkbox"/> 立会い確認(<input type="checkbox"/> 目視 <input type="checkbox"/> 計測 <input type="checkbox"/> 書類確認(<input type="checkbox"/> 自主検査記録 <input type="checkbox"/> 施工記録 <input type="checkbox"/> 工事写真)			

様式 1

報告書・提案書		令和 年 月 日	
委託業務名			
受注者名		管理技術者	印
対象工事名			

下記事項について報告・提案します。

(添付資料 葉)

検討・確認事項			左記内容について	適・否				
(内容)								
(発注者からの指示事項)								
(発注者) 上記事項について 受理・承諾・()する。 指示・()する。 令和 年 月 日	課長	課長補佐	建築		電気設備		機械設備	
			チーフ	担当	チーフ	担当	チーフ	担当
	印	印	印	印	印	印	印	印
(工事受注者) 上記事項について 受理・承諾 する。					現場 代理人	監理 技術者	主任 技術者	
令和 年 月 日					印	印	印	

備考 ※ 発注者欄については、受理・承諾のいずれかを○で囲むものとし、承諾に○をつけた場合、調査職員の押印をもって工事監理委託業務受注者への承諾書とみなすこととする。

※ 発注者欄の指示に○をつけた場合、監督職員の押印をもって工事受注者への指示書とみなすこととする。

＜ 工事 監理 業務 日報 ＞

委託業務名称									
工事名称									
作業月日	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
管理技術者	印	担当技術者	印						

月	月	日							
火	月	日							
水	月	日							
木	月	日							
金	月	日							
土	月	日							
日	月	日							